

# 財務比率に与える影響から見た非支配株主との取引の 会計処理への示唆

● 山下 奨

## 1 はじめに

2001年から開始された米国財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）の共同でのコンバージェンスプロジェクト「企業結合プロジェクト」（フェーズ2）の成果として、企業結合会計基準の改訂版と合わせて連結会計基準の改訂版がそれぞれの審議会から公表された。FASBからは2007年12月公表の財務会計基準書（SFAS）第160号「連結財務諸表における非支配持分」（FASB 2007）が、IASBからは2008年1月公表の国際会計基準（IAS）改訂第27号「連結及び個別財務諸表」（IASB 2008）が公表された<sup>1</sup>。日本でも、この論点等に対応し、2013年9月に企業会計基準委員会（ASBJ）から連結会計基準の改訂版である改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 2013b：改正連結基準）が公表されている。

改正連結基準の適用時期は、2015年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用することとなっており（企業会計基準委員会 2013b、44-5項）、現在、実際に適用された連結財務諸表が公表されている<sup>2</sup>。改正連結基準は、子会社株式の追加取得、一部売却、および時価発行増資等の非支配株主との取引等の改正を含んでいる。この改正連結基準では、非支配株主との取引によって生じた親会社の持分変動による差額を資本剰余金としたところに特徴がある。その理由について、国際的な会計基準と同様に会計処理を行うことにより、比較可能性の向上を図るべきであると示されている（企業会計基準委員会 2013b、51-2項）。さらに、追加取得時ののれんの計上がその後の損益に影響するという指摘等に対して最も簡潔に対応する方法が、損益を計上する取引の範囲を狭めることであるとも考えられたとされている（企業会計基準委員会 2013、51-2項<sup>3</sup>）。また、一部売却については、たとえば、親会社が子会社株式の一部売却によって裁量的に損益を出すことができる点に懸念があろう（たとえば、窪田 2013、47等）。ただし、その一方で、「我が国において重視されている親会社株主の視点からは、国際的な会計基準と同様の会計処理を行うことを導き出すことは必ずしも容易ではない」とも付されており、主に国際的な会計基準とのコンバージェンスによるものと示唆されている（企業会計基準委員会 2013、51-2項）。

のれんの計上範囲による差異が一部あるものの、非支配株主との取引を資本取引とすることで

1 本稿の対象である非支配株主との取引については、前者はFASB会計基準コード化体系（FASB-ASC）Topic 810「連結」に、後者は国際財務報告基準（IFRS）第10号「連結財務諸表」（IASB 2011）に同様に引き継がれている。

2 なお、表示方法に係る事項を除き、2014年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できると、早期適用も認められていた（企業会計基準委員会 2013、44-5項）。

3 その他に、連結子会社による当該連結子会社の自己株式の取得と処分または非支配株主への第三者割当増資が繰り返された場合に持分比率の上下に伴ってのれんまたは損益が計上されることへの懸念、子会社の時価発行増資等に伴い生ずる親会社の持分変動差額を例外的に利益剰余金に直接加減することができることへの懸念が挙げられている（企業会計基準委員会 2013、51-2項）。

国際的な会計基準間でのコンバージェンスがなされている。しかし、コンバージェンスの達成自体がゴールではなく、その基準や規定が高品質であるかどうかが問題である（辻山 2018等）。高品質であるかどうかは、財務諸表利用者の意思決定に有用であるかにも依存している。本稿の目的は、このような問題意識のもと、非支配株主との取引のうち、追加取得と一部売却の会計処理に焦点を当て、具体的な開示例をもとに、たとえば財務諸表利用者が用いている典型的な財務比率に与える影響等の視点を考慮しながら、その課題を再整理することにある<sup>4</sup>。なお、本稿では、当該取引が日本基準、米国基準、IFRSのいずれでも資本取引であることから、日本基準の規定を主に参照することとする<sup>5</sup>。

本稿の構成は、次のとおりである。第2節では子会社株式の追加取得に関する影響を検討する。次に、第3節では子会社株式の一部売却に関する影響を検討する。さらに、第4節では財務比率に影響をもたらす原因およびそのことからの非支配株主との取引の会計処理への示唆を検討する。最後に、第5節では、結論を述べる。

## 2 子会社株式の追加取得に関する影響

### 2.1 追加取得の規定

改正連結基準では、子会社株式（子会社出資金を含む）を追加取得した場合には、追加取得した株式（出資金を含む）に対応する持分を非支配株主持分から減額し、追加取得により増加した親会社の持分（追加取得持分）を追加投資額と相殺消去し、追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は資本剰余金とするとされている（企業会計基準委員会 2013, 28項）。旧規定では、当該差額は、のれんまたは負ののれんとするとされていた（企業会計基準委員会 2008, 28項）。なお、追加取得持分及び減額する非支配株主持分は、追加取得日における非支配株主持分の額により計算するとされている（企業会計基準委員会 2013b, 注8）。

### 2.2 追加取得に伴う資本剰余金の著しい減少に関する開示例

追加取得に関する開示例を見てみよう。たとえば、ユニ・チャームの2015（平成27）年12月期第2四半期の四半期報告書では、注記事項の「株主資本等関係」において次のような記載がある（ユニ・チャーム 2015, 20）。

#### 3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成27年6月30日付で、当社の連結子会社である Unicharm Gulf Hygienic Industries Ltd. の株式を追加取得いたしました。「企業結合に関する会計基準」等を早期適用した結果、当第2四半期連結会計期間末の資本剰余金が39,429百万円減少しております。（下線は筆者）

四半期連結貸借対照表を見ると、前連結会計年度末（2014年12月31日）の資本剰余金46,358百万円が、当第2四半期連結会計期間末（2015年6月30日）には資本剰余金6,882百万円に減少しており、上述の注記における追加取得による資本剰余金の変動が大きな影響を及ぼしていること

4 本稿では、さしあたり財務諸表利用者が活用している残余利益モデル等の企業価値評価モデルについては検討の対象外とする。

5 米国基準、IFRS、日本基準に関するこの改正については、いくつかの先行研究がある。たとえば、秋葉（2014）、上田（2014）、梅原（2010）（2013）、大雄（2009）（2015）、川村（2015）（2017）、川本（2013）、斎藤（2013）、高須（2010）、田中（2012）、山地（2013）（2014）、山下（2008）（2017a）等である。

がわかる（ユニ・チャーム 2015, 16）。

さらに、年度末においても、連結貸借対照表および連結株主資本等変動計算書において、前連結会計年度末（2014年12月期末）の資本剰余金46,358百万円が、当連結会計年度末（2015年12月期末）には資本剰余金6,858百万円に減少していることが示されている（ユニ・チャーム 2016, 12；14）。このように、通期で見てもほぼ同様に減少していることがわかる。連結株主資本等変動計算書によると、連結子会社株式の取得による持分の増減△39,426百万円等が主な原因であることが示されている（ユニ・チャーム 2016, 14）。

この資本剰余金の減少は、決算短信や有価証券報告書に掲載されている、収益性比率の代表的な指標である自己資本当期純利益率（ROE）に影響しているのであろうか。このROEは、当期純利益／自己資本で計算されるものである<sup>6</sup>。日本では、いわゆる伊藤レポート（経済産業省 2014）の公表等を契機として、近年ROEの注目が特に高まっている。ROEは、スクリーニングを含む投資対象の選別だけでなく、株主総会において一定のROEを達成していない取締役選任提案への反対推奨が議決権行使助言会社から出され、実際にそうした反対比率が以前よりも増えている例もあるなど、株主と企業とのコミュニケーションにも活用されるものとなっている。

ユニ・チャームのROEは、2014年12月期から2015年12月期にかけて、8.2%から10.0%に上昇していることがわかる（ユニ・チャーム 2016, 表紙）。分母・分子の変動はともにROEに影響するため、自己資本当期純利益の上昇は、単純に自己資本の減少の影響だけとはいえない。実際、分子の当期純利益が32,731百万円から40,511百万円に増加し、分母の自己資本が419,652百万円から387,195百万円に減少している。当期純利益等が追加取得によって増減しないと仮定すると、追加取得で減少した資本剰余金を分母に足し戻すと9.6%（ $\equiv 40,511 \div \{(419,652 + 387,195 + 39,429) \div 2\}$ ）になるから、単純に追加取得がなかったとき（ $40,511 \div \{(419,652 + 387,195) \div 2\} \equiv 10.0\%$ ）と比べて、分母の自己資本の減少が0.4%程度、貢献しているのがわかる。

同社の目標とする経営指標（2015年12月期決算短信）には、「継続的な「売上高」「利益」の成長と「ROE」の向上により、グローバル競争に勝ち抜くことができる資本効率の高い経営体質の構築」という表現が用いられている（ユニ・チャーム 2016, 7）。このように、ROEを向上させることが目標の1つであることが明示されている。

### 2.3 追加取得に関する示唆

改正連結基準のもとでは、議決権比率100%未満で子会社の支配を獲得し、その後、追加投資が追加取得持分を上回るような（通常想定される）追加取得を行えば、資本剰余金、ひいては株主資本の大きな減額が可能である<sup>7</sup>。たとえば、追加取得が他に影響をもたらさないとすると、このような追加取得の発生する期のROEは、分母の株主資本が減るため上昇（改善）する。このように、追加取得は、容易にROE等の収益性指標を向上させることが可能な機会をもたらしている。ROE等の資本利益率を重視する経営者にとっては、完全子会社化を含む、支配獲得後

6 現行開示されているROEについて、分母・分子の関係が整合的でないことが指摘されている（辻山 2018, 19等）。分母にはその他の包括利益累計額が含まれる一方で、分子には親会社株主に帰属する当期純利益が用いられている。

7 対価をより多く支払うことは、より少なく支払うことに比べて、通常は経営者の裁量が働かせやすいものであると考えられる。

8 追加投資額が高ければ高いほうが、株主資本の減額が大きくなる。資本剰余金がゼロとなり、利益剰余金を減額するケースも出てくるかもしれない。

の追加取得を行うインセンティブ、特に高い支払対価でもそれを行うインセンティブがあろう<sup>9</sup>。

また、追加取得時の資本剰余金の減額処理によって、しばしば巨額となるのれんの償却・減損を一部回避することもできる。ある意味で、差額の株主資本直入が行われているともいえる。特に、購入のれん方式を採用して追加取得時にも非支配株主に帰属するのれんを全く認識しない場合、全部のれん方式において非支配株主のれんから振り替えられるであろう部分が、追加取得持分から除外されるため、より大きな差額が生じうる。追加取得時の差額を旧連結基準のようにのれんのように解するならば、いわばのれんの損益を通さない即時償却が行われているといってもよい。経営者がのれんの償却・減損の影響を回避しようとするならば、子会社株式の100%未満のより低い比率の議決権取得を行うなど、追加取得の余地を残しながら、企業結合・組織再編を行うことも1つの選択肢となろう。

一方で、追加投資が追加取得持分を下回る追加取得の場合、現行基準のもとでは、損益への影響はなく、直接、資本剰余金、ひいては株主資本を増額させることになる。たとえば、追加取得が他に影響をもたらさないとすると、このような追加取得が発生する期のROEは、分母が増加し、分子が不変であるため、減少することになる。旧基準では、いわゆる負ののれんとなる差額を発生時の損益としていた。その結果、分母と分子の増額幅は同じであるが、通常、分母よりも分子の増額の比率が大きくなるため、ROEを増加させることになっていたと考えられる<sup>9</sup>。

いずれのケースにおいても、旧連結基準と改正連結基準では、ROEについて、逆の結果をもたらすことになる。のれんに関する指摘等もあり基準が改正されたところであるが、ROEだけから見ると、追加取得は、経営者にとって回避すべきものから活用しやすいものへと変わっているといえるのかもしれない。

上述のように追加投資が追加取得持分を上回る追加取得によって資本が大きく減額されれば、安全性指標の代表的なものである自己資本比率にただちに負の大きな影響を及ぼしうることになる。IASBへのコメント提出者からは、(自己資本比率の逆数である)レバレッジへの影響、ひいては借入契約の再交渉の必要性に関する懸念が示されたとされる(IASB 2011, BCZ 177項)。旧連結基準のようにのれんとする場合には、のれんの償却等を通じて自己資本を減少させる結果となるが、その影響は通常追加取得時ではない。改正連結基準と旧連結基準で自己資本に与える影響のタイミングが異なっているのである。自己資本比率を活用するにあたって、追加取得で生じる差額をただちに自己資本としてよいかどうか、改めて問われているといえよう。

### 3 子会社株式の一部売却の影響

#### 3.1 一部売却に関する規定

改正連結基準では、子会社株式を一部売却した場合(親会社と子会社の支配関係が継続している場合に限る)には、売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、非支配株主持分を増額し、売却による親会社の持分の減少額(売却持分)と売却価額との間に生じた差額は、資本剰余金とすることとされている(企業会計基準委員会 2013b, 29項)。さらに、売却持分及び増額する非支配株主持分については親会社の持分のうち売却した株式に対応する部分として計算すること、子会社株式の一部売却において関連する法人税等(子会社への投資に係る税効果の調整を含む)は資本剰余金から控除することが規定されている(企業会計基準委員会 2013b, 注9)。

9 分母が負の値となる場合を含めて、分母が分子よりも小さい場合は、例外的な場合であろう。

旧連結基準では、売却による親会社の持分の減少額（売却持分）と投資の減少額との間に生じた差額は、子会社株式の売却損益の修正として処理し、売却に伴うのれんの償却額についても同様に処理するとされていた（企業会計基準委員会 2008, 29項）。さらに、この点について、子会社株式の売却損益の修正として処理するのれんの償却額は、のれんの未償却額のうち売却した株式に対応する部分として計算するとされていた（企業会計基準委員会 2008, 注9）。

こののれんの未償却額の取扱いについて、企業会計基準委員会（2013b）の結論の背景では、親会社と子会社の支配関係が継続している状況下で、子会社株式を一部売却した場合等におけるのれんの未償却額の取扱いについては、減額する方法及び減額しない方法のそれぞれに一定の論拠があると考えられるが、のれんを減額する場合における実務上の負担や、のれんを減額しないこととしている国際的な会計基準における取扱い等を総合的に勘案して、支配獲得時に計上したのれんの未償却額を減額しないこととしたとされている（企業会計基準委員会 2013b, 66-2項）。

追加取得と異なり、一部売却では、のれんの未償却額の取扱いも考慮する必要がある。日本基準のように、一部売却を資本取引とみなすことと購入のれん方式を採った場合、そのままでは、親会社株主に帰属するのれんが（償却・減損が終わるまで）過大計上され、親会社株主持分と非支配株主持分の区分に違反することになる。ただし、公開草案段階では、のれんの未償却額の減額が提案されていた（企業会計基準委員会 2013a, 29項）。

### 3.2 一部売却に伴う資本剰余金の著しい増加に関する開示例

追加取得と同様に、一部売却に関する開示例を見てみよう。たとえば、コロナイドの2016年3月期第2四半期の決算短信では、四半期連結財務諸表に関する注記事項において次のような記載がある（コロナイド 2015, 9）。

（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記）

連結子会社である㈱アトム普通株式を売出しの方法により一部売却等を行いました。当期から会計基準の変更により、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上することとなったため、資本剰余金が138億49百万円増加しております。

このように、一部売却により、資本剰余金が13,849百万円増加している。四半期連結貸借対照表を見ると、前連結会計年度末（2015年3月31日）の資本剰余金5,739百万円が、当第2四半期連結会計期間末（2015年9月30日）には資本剰余金19,588百万円に増加しており、上述の注記における一部売却による資本剰余金の変動が大きな影響を及ぼしていることがわかる（コロナイド 2015, 5）。

さらに、年度末においても、連結貸借対照表および連結株主資本等変動計算書において、前連結会計年度末（2015年3月期末）の資本剰余金5,739百万円が、当連結会計年度末（2016年3月期末）には資本剰余金19,742百万円に増加していることが示されている（コロナイド 2016a, 11；15）。このように、通期で見てもほぼ同額減少していることがわかる。連結株主資本等変動計算書によると、非支配株主との取引に係る親会社の持分変動14,003百万円等が主な原因であることが示されている（コロナイド 2016a, 15）。

自己資本当期純利益率（ROE）は、2015年3月期から2016年3月期にかけて6.5%から1.2%に下落している（コロナイド 2016a, 表紙）。この1.2%（ $\approx 330 \div \{(21,842 + 35,421) \div 2\}$ ）と、一部売却がなかったとすときの1.5%（ $\approx 330 \div \{(21,842 + 35,421 - 13,849) \div 2\} = 330$ ）

÷21,707) と比べると、分母の自己資本の増加が0.3%程度 ROE の減少の原因となっていることがわかる<sup>10</sup>。ただし、コロナイドの「目標とする経営指標（連結）」では、自己資本当期純利益率の数値目標を掲げていない。

その代わりに、「目標とする経営指標（連結）」では、①自己資本比率30%以上（ネット有利子負債に修正したベース）、②売上高経常利益率6%以上、③ネット有利子負債に対する EBITDA 倍率3倍以内が挙げられている（コロナイド 2016a, 8）。ここでは、非支配株主との取引と関係のある、安全性分析の指標である自己資本比率に着目したい。コロナイドが示している自己資本比率（ネット有利子負債に修正したベース）は、2015年3月期から2016年3月期にかけて12.3%から20.4%に上昇している（コロナイド 2016b, 28）。一部売却による資本剰余金の影響があることがわかる。

### 3.3 一部売却に関する示唆

改正連結基準のもとでは、一部売却が他に影響をもたらさないとすると、上述の開示例のように、株主資本が増額される場合、分母のみが増額されるため ROE は減少する。一方で、株主資本が減額される場合、分母が減少するため ROE は増加する。旧連結基準のもとでは、連結上売却益が生じて株主資本が増額される場合、通常分母より分子の増加比率が大きくなるため ROE は上昇する一方で、連結上売却損が生じて株主資本が減額される場合、通常分母より分子の減少比率が高くなるため ROE は減少する。このように、ROE については、改正連結基準と旧連結基準では、通常逆の影響をもたらすことになる。

改正連結基準では、一部懸念のあった子会社株式の一部売却による益出しについて、それができなくなっただけでなく、そうした益に相当する部分は、損益を通らずに直接株主資本の増加をもたらすことから、ROE を改善させるところか悪化させることとなっている。むしろ、旧連結基準では連結上の売却損が出るような株主資本を減額させる場合、連結損益計算書において利益の減額（または新たな損失）を生じさせずに、ROE 等の収益性指標を改善することができる機会をもたらしている。子会社株式の時価が（連結上の簿価よりも）下がるような場合において、新たな ROE 改善の手段となりうるのかもしれない。

改正連結基準のもとでも、旧連結基準のもとでも、一部売却が他に影響をもたらさないとすると、株主資本が増額される場合、分母より分子の増加比率が高くなるため自己資本比率は上昇する。一方で、株主資本が減額される場合、分母より分子の減少比率が高くなるため減少する。一部売却による資本全体への影響は、のれんの未償却額の処理を考慮外とすると、差額の性質が改正連結基準のような資本剰余金であっても旧連結基準のような売却損益の修正のいずれであっても、同じである。ただし、増額の場合に資本剰余金とする場合、連結損益計算書への影響なしに、自己資本比率等の安全性指標を改善することができる点で、新たな財務比率改善手段をもたしているのかもしれない。

一部売却による資本全体への影響は、のれんの未償却額の処理を考慮外とすると、差額の性質が改正連結基準のような資本剰余金であっても旧連結基準のような売却損益の修正のいずれであっても、同じである。ただし、増額の場合に資本剰余金とする場合、連結損益計算書への影響なしに、自己資本比率等の安全性指標を改善することができる点で、新たな財務比率改善手段をもたしているのかもしれない。減額の場合に資本剰余金とする場合、連結上売却益を生じさせる場

10 なお、分母の自己資本は2期の平均をとるため、影響が緩和される。

合ほど ROE が改善するわけではなく、この点では資本剰余金処理に財務比率から見た優位性があるわけではない。ただし、連結損益計算書において利益の減額（または新たな損失）を生じさせずに、ROE 等の収益性指標を改善することができる。利益剰余金からの配当原資に含められない点で、株主からの配当圧力を回避したい経営者にとってはメリットがあるかもしれない。

#### 4 財務比率に影響をもたらす原因とその示唆

上述のように、非支配株主との取引は、そこから発生する差額等が ROE や自己資本比率といった典型的な財務比率に影響を与えることとなる。とりわけ、ROE については、追加取得の場合も一部売却の場合も、旧連結基準と改正連結基準でまったく逆の影響をもたらすことになっている。特に、財務諸表利用者にとっては、ROE の増減が何に起因しているのか、改めて留意すべきところであろう。

この影響は、支配喪失があっても解消しない。改正連結基準において直接資本に含められたものは、支配喪失時に損益に振り替えられることはないからである<sup>11</sup>。2014年2月に日本公認会計士協会から公表された改正会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」では、支配を喪失して連結範囲から除外する場合でも、子会社株式の追加取得及び一部売却等によって生じた資本剰余金は、引き続き、連結財務諸表上、資本剰余金として計上するとされているとおりである（日本公認会計士協会 2014, 49-2 項）。

その結果、川村（2015, 53）では、実質的に資本剰余金に賦課する形で損益認識を逃れることができるように、追加取得や一部売却を経るか経らないかで、利益総額が異なることになる。ただし、一定の要件のもと複数取引による支配喪失を単一の取引として会計処理すべきとされることもある（IASB 2011, B 97 項）。また、資産が売却目的保有に分類されるための要件を満たすと、IFRS 第5号20項に従って、資産が売却コスト控除後の公正価値まで評価減した場合には、子会社に対する支配を喪失する前に、売却その他の方法で処分される子会社ののれん及び非流動資産について、減損損失が認識されることになる（IASB 2011, BCZ 187 項）。売却目的保有分類を通さずに支配喪失時に損失が生じるような場合と比べて、先に損失が生じることになり、支配喪失に伴う損失の影響は緩和されることになろう。その結果、取引構成を仕組みことで損失を隠そうとする可能性は低いとされる（IASB 2011, BCZ 186 項-BCZ 187 項）。

旧連結基準と改正連結基準は資本を結果的に変動させる点では同じであるが、それらの影響の原因は、差額が損益を通らずに資本となるかどうかにある。改めて資本（持分）とは何かが問われているといえる。この資本について、連結基礎概念で整理されることもしばしばであったが、IASB や FASB では明示的には議論されていない（川本 2009；向 2008；山下 2017b 等）<sup>12</sup>。

現行制度上採用されている資産負債アプローチでは、資産や負債の定義を満たさない項目が、いわば消極的に純資産（資本）に分類されることになる<sup>13</sup>。非支配株主持分についても、負債の定義に当てはまらないため、純資産（資本）に分類される。しかし、非支配株主持分を資本として、親会社（株主）と非支配株主の取引を資本取引として会計処理することは、非支配株主持分

11 なお、IFRS では、振り替えられない点は同じである。ただし、支配喪失時に残存投資がある場合、その再測定が求められている点が日本基準と異なっている（IASB 2011, 25 項）。

12 連結基礎概念については、たとえば、Baxter and Spinney (1975)、FASB (1991)、川本 (2011)、黒川 (1998)、桜井 (2008)、高須 (1998)、山地 (2014) 等によく整理されている。

13 この資産負債アプローチの議論は、現行制度上採用されていると考えられる、辻山 (2007) で示されている収益費用アプローチと補完的な資産負債アプローチを前提としている。

がいわば消極的に決められた資本でありながら、あたかも積極的に決められた資本のように機能する結果となっていることを示唆していると考えられる。

連結基礎概念のように積極的に資本を定義し、非支配株主持分が資本となる場合、非支配株主との取引は資本取引とすることになるであろう。たとえば、経済的単一体説は、非支配株主持分を積極的に資本と捉えている。経済的単一体説に依拠すると、当該取引について資本取引以外の選択肢はなさそうである。一方で、現行制度における資産負債アプローチのように、消極的に資本を定義し、非支配株主持分が資本となる場合、非支配株主との取引は、資本取引以外とする可能性もあろう。現行諸基準では、非支配株主持分は、負債の定義に当てはまらないため、消極的に資本に分類されていると考えられることから、別の可能性を検討する余地があろう。

この資本の積極的な定義と消極的な定義に関連して、たとえば、山田（2018，134；140等）では、資産・負債の定義から導き出される持分・利益とエンティティを通り抜けた帰属主体と結びついた持分・利益のギャップが生じることが示されている。このギャップから生じる問題の1つがまさにこの非支配株主との取引であるといえる。

資本市場で流通している株式は、基本的には親会社株式である<sup>14</sup>。親会社株主から見て、非支配株主持分は、資産負債の定義を満たさないとしても、親会社株主持分と同じような資本なのであろうか。親会社株主の視点からは、当該取引は資本取引とはいえないため、そこから生じる差額も損益を通さずに直接資本となることはないはずである。当該取引を損益取引とする場合、生じる差額の損益認識のタイミング等に懸念がないわけではない。とりわけ、親会社の子会社株式の一部売却によって裁量的に損益を出すことができる点に懸念があろう（たとえば、窪田2013，47等）。しかし、即時の売却損益としないことと、資本とすることは、同義ではない。

親会社株主に帰属する純利益（親会社株主の視点）を重視するとき、即時に親会社株主持分（資本剰余金等）とならない方法としては、たとえば、その他の包括利益（OCI）が考えられる。株主資本から損益へは振替が難しいので、OCI等を活用する他ない。OCIから損益（純利益）へのリサイクリングのタイミングとしては、即時の損益に懸念があるのであれば、一定の期間に規則的に行うことや支配喪失時に行うことなどが考えられよう<sup>15</sup>。親会社株主の視点からみると、損益認識のタイミングは異なっているが、総額での損益は同じになり、資本と利益の混同が生じるのを回避することができる。

なお、非支配株主との取引を資本取引とすることは、同じ経済的単一体説に基礎を置くように見られる全面時価評価法や全部のれん方式とは異なる次元のものである。全面時価評価法や全部のれん方式は、親会社株主と子会社における非支配株主という帰属主体さえ分けられれば、（計算上は）親会社株主を重視する考え方と両立しうるものである<sup>16</sup>。しかし、非支配株主との取引を資本取引とすることは、親会社株主に帰属する利益の総額を変えることになるため、帰属主体の明確な区分によっては対応することができないのである。

## 5 おわりに

本稿では、非支配株主との取引に関する会計処理の改正が財務比率に与える影響とその示唆について、開示例にも触れながら、検討した。ROEについては、追加取得においても一部売却に

14 日本の資本市場では、子会社上場のケースもないわけではない。

15 このアイデアは、企業会計基準委員会（2009，20項－21項）に挙げられたA案と同様である。

16 現実の会計基準では、全部のれん方式について帰属主体の完全な区分が達成されているわけではない（たとえば、山下2018等）。

においても、旧連結基準と改正連結基準とで逆の影響をもたらすことを示した。また、自己資本比率に与える影響は、一部売却におけるのれんの未償却額の影響を除けば、追加取得において旧連結基準で発生するのれん相当分が改正連結基準では即時に資本に直接認識されることで一度に減少すること以外は改正連結基準と旧連結基準と同様であることを示した。

追加投資が追加取得持分を上回るような通常の追加取得は、旧連結基準では、のれんの費用化が懸念されていたとおり、ROEを悪化させることになっていたが、改正連結基準では、分母の減少を通じてROEを増加させる効果をもつ。このことは、経営者にとって新たなROE改善の機会をもたらしていることを指摘した。また、子会社の支配を喪失しない一部売却を行うことで、株主資本の大きな変動が可能である。改正連結基準のもとでは、株主資本増額の場合、自己資本比率等の安全性指標を改善でき、損益を通さない一部売却を活用した資本増強が可能な機会がもたらされている一方、株主資本減額の場合、たとえば、ROEが分母の株主資本が減るため上昇（改善）し、収益性指標を向上させることが可能な機会がもたらされていることを指摘した。

このような追加取得や一部売却といった非支配株主との取引に関する会計の本質は、当該取引から生じる資本の変動をどのように扱うかの問題に潜んでいる。それは、利益の期間帰属（タイミング）の問題や親会社株主と子会社における非支配株主といった利益の帰属主体の問題というより、資本と利益の範囲の問題であり、利益の総額の金額の違いをもたらすものである。親会社株式への投資（売買）を前提とする場合、親会社株主の視点が重要になる。その親会社株式の投資意思決定のために、親会社株主に帰属する投資のポジションと投資の成果に対応する親会社株主に帰属する資本と利益の情報が必要となる。その情報の作成と開示にあたっては、親会社株主に帰属する資本とそれ以外、親会社株主に帰属する利益とそれ以外の明確な区分が求められる。そのような区分を行うためには、親会社株主と非支配株主との取引は、資本取引ではなく損益取引として、非支配株主との取引による差額は、直接ではなく損益を通して資本に含めることになろう。

現行制度では、連結基礎概念による積極的な資本の定義ではなく、資産負債アプローチによる消極的な資本の定義が用いられている。それを前提として、本稿では、差額をいずれかの期間の損益とすることが可能になる方法に言及した。旧連結基準のように取引時またはのれんの償却時に損益計上ができないとすれば、一度資本（純資産）に含めたうえで、たとえば、支配喪失時等に損益に振り替えるため、純利益への組替調整を行っているOCIを活用する可能性を指摘した<sup>17</sup>。これは損益認識のタイミングの違いを調整するものである。このOCIによって、当該取引が、取引時またはその後のある一定の期間に新たに損益が生じないという意味で一見すると資本取引のようであるが、結果的にいずれかの期間において差額が損益になる可能性がある損益取引であることを反映する会計処理が可能となる。

今後の課題は、追加取得時ののれん処理を含む差額の性質の再検討、一部売却におけるのれんの未償却額の取扱いの再検討、追加取得と一部売却等の企業の会計処理の実態調査、残余利益モデル等の企業価値評価モデルと非支配株主との取引の関係等である<sup>18</sup>。

17 連結貸借対照表上はAOCIから利益剰余金（留保利益）への振り替えであるが、単に連結貸借対照表の項目の振替ではなく、純利益（損益）を通すことに焦点がある。

18 追加取得と段階取得の会計処理との関係等は、川本（2002）、菊谷（2011）（2014）、田中（2016）等で扱われている。

## 参考文献

- Baxter, G. C. and J. C. Spinney. 1975. A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory Part I. *CA Magazine* 106(1): 31-36.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 1991. Discussion Memorandum. *Consolidation Policy and Procedures*. Norwalk, CT: FASB.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2007. Statements of Financial Accounting Standards (SFAS) No.160. *Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements—an Amendment of ARB No.51*. Norwalk, CT: FASB.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2008. International Accounting Standard (IAS) 27 (Revised 2008). *Consolidated and Separate Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- International Accounting Standards Board (IASB). 2011. International Financial Reporting Standard (IFRS) 10. *Consolidated Financial Statements*. London, U.K.: IASCF.
- 秋葉賢一. 2014. 「子会社株式の一部売却<sup>(3)</sup>—税効果の適用—」『週刊経営財務』3162: 30-33.
- 上田晋一. 2014. 「子会社株式の一部売却の会計処理における論点—「連結財務諸表に関する会計基準」の改正を手がかりとして—」『成城大学経済研究』204: 77-95.
- 梅原秀継. 2010. 「子会社株式の売却をめぐる論点—IFRSの動向とその課題—」『会計・監査ジャーナル』659: 85-92.
- 梅原秀継. 2013. 「連結会計における資本と利益—公開草案第50号の特徴とその影響—」『企業会計』65(6): 29-36.
- 大雄智. 2009. 『事業再編会計 資産の評価と利益の認識』国元書房.
- 大雄智. 2015. 「新会計基準と資本の歪み」『会計』187(1): 27-39.
- 川村義則. 2015. 「連結財務諸表の諸概念と改正基準」『ディスクロージャーニュース』27: 50-58.
- 川村義則. 2017. 「連結財務諸表をめぐる残された課題—子会社の固有のれんと親会社の支配プレミアム」『会計・監査ジャーナル』738: 78-85.
- 川本淳. 2009. 「少数株主持分の性質と測定」『会計』176(2): 180-192.
- 川本淳. 2011. 「エンティティ—と持分」斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集『体系現代会計学 [第1巻] 企業会計の基礎概念』中央経済社. 165-195.
- 川本淳. 2013. 「積み木の連結会計基準」『企業会計』65(12): 4-5.
- 企業会計基準委員会. 2008. 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- 企業会計基準委員会. 2009. 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」.
- 企業会計基準委員会. 2013a. 企業会計基準公開草案第50号（企業会計基準第22号の改正案）「連結財務諸表に関する会計基準（案）」.
- 企業会計基準委員会. 2013b. 改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」.
- 菊谷正人. 2011. 「段階取得・追加取得の会計処理に関する理論的考察」『産業経理』71(2): 23-31.
- 菊谷正人. 2014. 「段階取得と追加取得の会計処理における理論的整合性に関する一考察」『産業経理』74(2): 12-22.
- 窪田真之. 2013. 「投資家から見た「企業結合会計基準」改正がもたらすインパクト」『企業会計』65(6): 44-50.
- 黒川行治. 1998. 『連結会計』新世社.
- 経済産業省. 2014. 「「持続的成長への競争力とインセンティブ—企業と投資家の望ましい関係構築—」プロジェクト最終報告書（伊藤レポート）」.

- コロワイド, 2015. 「平成28年3月期第2四半期決算短信」.
- コロワイド, 2016a. 「平成28年3月期決算短信」.
- コロワイド, 2016b. 「2016年3月期の業績に関する説明資料—決算実績・次期見通し及び中期経営計画—」.
- 斎藤静樹, 2013. 『会計基準の研究<増補改訂版>』中央経済社.
- 斎藤静樹, 2013. 『会計基準の研究<増補改訂版>』中央経済社.
- 桜井久勝, 2008. 「連結会計基準の国際化をめぐる論点」『企業会計』60(1): 65-72.
- 高須教夫, 1998. 「連結財務諸表をめぐるイメージの相克」. 山地秀俊・中野常男・高須教夫『会計とイメージ』神戸大学経済経営研究所, 1-70.
- 高須教夫, 2010. 「連結会計基準の改訂と連結基礎概念」『会計・監査ジャーナル』655: 52-57.
- 田中建二, 2012. 「包括利益表示基準の批判的検討」『会計・監査ジャーナル』683: 65-70.
- 田中建二, 2016. 「段階取得等に関する会計処理の批判的検討—ソフトバンクグループの事例を中心に—」『会計』190(4): 1-15.
- 辻山栄子, 2007. 「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」斎藤静樹編著『詳解「討議資料■財務会計のフレームワーク」第2版』中央経済社, 135-153.
- 辻山栄子, 2018. 「現代会計の危機」辻山栄子編著『財務会計の理論と制度』中央経済社, 3-22.
- 日本公認会計士協会, 2014. 会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」.
- 向伊知郎, 2008. 「連結基礎概念からみた企業結合会計の論点—のれんと少数株主持分の当初測定を中心に—」『企業会計』60(6): 25-33.
- 山地範明, 2013. 「連結基礎概念からみたわが国連結会計基準の矛盾」『会計・監査ジャーナル』697: 69-75.
- 山地範明, 2014. 「財務報告の主体と範囲」平松一夫・辻山栄子責任編集『体系現代会計学 [第4巻] 会計基準のコンバージェンス』中央経済社, 119-151.
- 山下奨, 2008. 「親会社説に基づく支配持分利益の開示」『商学研究科紀要』66: 177-191.
- 山下奨, 2017a. 「支配獲得後の追加取得の会計処理の課題」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』23: 165-179.
- 山下奨, 2017b. 「資産負債アプローチによる経済的単一体説の代替可能性とその示唆—FASBとIASBの基準設定における連結基礎概念の不在をめぐる—」『会計』191(5): 54-66.
- 山下奨, 2018. 「全部のれん方式と親会社株主に帰属する純利益」辻山栄子編著『財務会計の理論と制度』中央経済社, 273-286.
- 山田純平, 2018. 「資本会計と資産負債アプローチ」辻山栄子編著『財務会計の理論と制度』中央経済社, 127-141.
- ユニ・チャーム, 2015. 「第56期第2四半期四半期報告書」.
- ユニ・チャーム, 2016. 「平成27年12月期決算短信」.